

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	円山動物園来園者予約確認・整理業務
発 注 課	環) 円山動物園経営管理課
選 定 事 業 者	(株) F F
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は円山動物園の各入園口（正門・西門）において、来園者の予約有無の確認や列整理等を行う業務であり、入園を管理する「使用料収納・案内業務」と密接に関連する付帯的なものである。</p> <p>4/19から実施予定の完全予約制は、円山動物園において初の取組であり、来園者の予約確認などの入園管理の中で生じる不測の事態にも迅速に対応するためには、本業務に従事する事業者と、現に使用料収納・案内業務に従事する事業者との間に緊密に連携がとれる体制が構築されている必要がある。</p> <p>また、完全予約制の導入により来園者対応が複雑化する中で、本業務に従事する事業者については、過去に収納案内業務を受託した経歴があり、円山動物園における収納案内業務の概要を一定程度把握し、完全予約制に係る案内についても円滑に行うことができる事業者である必要がある。</p> <p>以上のことから、本業務を適切に遂行できるのは上記事業者のみであることから、地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（特定）とすることが適当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年4月13日